下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年６月21日から10月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成29年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　牧野　伸三　昭和23年８月23日生
税理士名簿登録番号　第61388号
税理士事務所　京都府京都市右京区西院東今田町33－１サンフットビル４階
住所　京都府京都市右京区太秦中山町１番地の15

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年６月20日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成29年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　山田　集輔　昭和５年８月25日生
税理士名簿登録番号　第12893号
税理士事務所　静岡県熱海市下多賀884番地の１メゾネット多賀101
住所　静岡県熱海市下多賀884番地の１メゾネット多賀101

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年６月21日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成29年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　山守　寛子　昭和32年６月23日生
税理士名簿登録番号　第97643号
税理士事務所　東京都墨田区太平３丁目18番５－402
住所　東京都墨田区太平三丁目18番５－402号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年６月22日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成29年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　横山　和弘　昭和46年10月14日生
税理士名簿登録番号　第110309号
税理士事務所　東京都目黒区八雲３－15－12エスメゾン101号室
住所　東京都目黒区平町１丁目14番６号

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４８６号
京都市左京区山端滝ケ鼻町２番地の27
債務者　㐂岡潤一郎
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野﨑　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８８２号
名古屋市中村区森田町２丁目４番20号　ラーク森田101号
債務者　荒居　準次
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　恵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月21日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３０９号
横浜市保土ケ谷区天王町２丁目42番地２　天王町団地１棟210号
債務者　鎌田　真輔
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１１９号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅13街区５棟103号
債務者　真島　昭彦
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻庭　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月12日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２８２号
横浜市青葉区桜台１番地39
債務者　山田　啓明
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月12日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８号
新潟県長岡市大島本町５丁目109番地９　ハイツＫ201号室、申立時の住所新潟県長岡市関原町５丁目209番地
債務者　飯田　雅典
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第２３４８号
大阪府吹田市南吹田５丁目20番14号
債務者　大村美千代
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大堀　晃生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４０号
静岡県焼津市田尻2702番地
債務者　西尾　翔太
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪川　武史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４１号
静岡県焼津市田尻2702番地
債務者　西尾　　唯
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪川　武史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２００号
愛知県豊田市小坂本町１丁目15番地８　シティハイツＡＴ　901号
債務者　岡本　清國
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０４１号
札幌市東区北27条東16丁目１番28号
債務者　泉亭　祐一
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　優介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３８号
横浜市瀬谷区相沢３丁目１番地１　サンテラス平本202
債務者　馬淵　昌則
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３９号
横浜市南区井土ケ谷中町１番地10　815
債務者　蒲原　文夫
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部